

大槌町震災復興土地区画整理事業に係る権利者個別面談会の開催について

大槌町では、町方地区ほか、安渡地区、赤浜地区、吉里吉里地区の震災復興土地区画整理事業区域における宅地の再配置の設計（換地設計）を鋭意進めています。この設計においては、権利者の皆さまのご意向を可能な限り反映させていきたいと考えています。

そのため、権利者の皆さまの将来における土地利用意向などを確認するための個別面談会を、下記のとおり開催します。

◆開催日時及び会場

【沿岸部在住の方】※釜石市、宮古市、山田町、大船渡市などに在住の方も対象になります。

- 期間 10月21日（月）～11月22日（金）まで
- 時間 午前9時30分から午後5時まで
- 会場 大槌町役場会議室

【町外在住の方】※上記以外の市区町村にお住まいの方が対象になります。

面談の日時、会場などにつきましては、10月に個別にご案内致しました。詳しくは開催通知書をご覧ください。なお、会場でお待ちいただくことがないよう、あらかじめ面談の日時を指定させていただきますので、ご了承ください。

町外開催日程については次のとおりです。

- 盛岡 11月25日（月）～11月30日（土）※予定
- 花巻 12月2日（月）～12月4日（水）※予定
- 仙台 12月上旬（調整中）
- 東京 12月中旬（調整中）

※会場他、日時については調整中のため、決まり次第、個別に連絡します。

◆面談対応者

大槌町都市整備課の職員並びに大槌町より委託を受けたUR都市機構及び日本測地設計（株）などの職員が対応します。

◆その他

権利者お一人様当たりの面談時間は45分程度を予定しています。ご不明の点につきましては、下記までお問い合わせください。

◆お問い合わせ先

日本測地設計株式会社 岩手復興事務所 担当：牧野、原田
電話 0193-55-5171

※受付時間帯：平日の午前9時から午後5時30分まで

土地区画整理事業区域内の建築行為等の制限について

町方、安渡、赤浜、吉里吉里の各地区で行われている土地区画整理事業区域内では、土地区画整合法第76条第1項の規定に基づき、原則次のような建築行為や工作物の設置の際には、事前に町の許可手続きが必要になります。

工事に対象となる行為は許可できない場合もありますが、復興事業の円滑な進行にご理解、ご協力をよろしくお願い致します。

(制限の対象となる行為)

- 建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築
- 盛土、切土、埋立等土地の形質の変更
- 移動の容易でない物件の設置若しくはたい積

*プレハブ建物、フェンス、ブロック塀、看板なども対象となります。

災害公営住宅入居者募集

源水町営住宅（屋敷前地区）、吉里吉里町営住宅の入居者を募集いたします。

- ◆申込期間 11月18日（月）から随時募集
- ◆申込方法 入居申込書に必要事項を記入の上、大槌町役場2階復興局環境整備課に提出ください。郵送による申し込みも受け付けます。
- ◆送付先 〒028-1192 岩手県上閉伊郡大槌町上町1-3
大槌町役場復興局環境整備課庶務管理班宛

◆再募集地区・住宅

住宅名（所在地）	建物形式	入居時期	間取り・戸数
源水町営住宅（屋敷前） （大槌第14地割 111番、114番）	木造長屋 2階建てまたは3階建 ※1階部分は駐車場	平成25年12月（予定）	1DK 3戸 2LDK 4戸 計7戸
吉里吉里町営住宅 （吉里吉里一丁目 1番1号）	集合住宅 鉄筋コンクリート造 5階建（エレベーター付）	入居決定後、すぐに入居可能	1DK（車いす）1戸 3DK 1戸（3階） 計2戸

◆入居申込ができる人

次の（1）から（6）までのすべての要件を満たしていることが必要です。

- （1）東日本大震災により住宅を滅失した世帯。
（住宅が全壊、大規模半壊または半壊で解体を余儀なくされた方）
- （2）応急仮設住宅（みなし仮設を含む）などに居住しており、住宅に困窮している世帯。
（現在、住宅料等を支払っている世帯は除きます。）
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」が世帯員にいないこと。
- （4）住宅再建に関する補助金（被災者生活再建支援金〈加算支援金〉など）を受領していない世帯。
- （5）不自然な世帯分離（離婚していない夫婦の別居など）をしていない世帯。
- （6）大槌町内で被災した住宅に居住していた世帯。

※被災者生活支援金（加算支援金）を受給している方が、災害公営住宅入居を希望されている場合には、加算支援金を返還することで住宅の申し込みが可能となります。

◆申し込みができる間取り

入居者人数により、申込できる間取りに制限があります。（車いす対応住戸は除く）

入居者数	1DK	2DK	2LDK・3DK
1人	○	○	—
2人	○	○	○
3人	○	○	○
4人以上	—	○	○

「○」・・・申込み可
「—」・・・申込み不可

◆入居者の決定方法

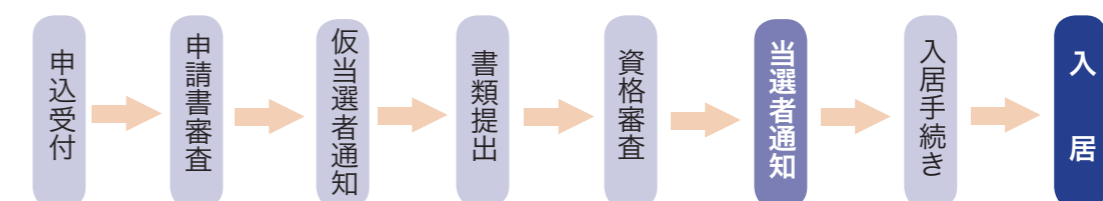
提出いただいた入居申込書（郵送の場合は消印を提出日とします。）の内容を、事務局で書類審査の上入居者選考委員会に諮り、申込者に可否を通知します。なお、応募戸数に達した時点で受付を終了します。入居者の選考は、提出日ごと（郵送の場合は消印を提出日）での審査とし、応募戸数を上回った場合には公開抽選により決定します。

入居仮決定者には、事務局から仮決定通知と併せて提出書類の内容をお知らせします。

◆申込書の配布

11月15日（金）から町役場2階復興局環境整備課で配布しています。町外に避難されている人などで、入居申込書を郵送希望の方は、入居者再募集申込先へご連絡ください。

◆申し込みから入居までの流れ



11月18日（月）から随時受付→仮当選通知→資格審査→当選通知